

空き家対策の推進に関する連携協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社カチタス（以下「乙」という。）は、再建築不可等の理由により通常の流通が難しい市内の空き家（以下「訳ありの不動産」という。）の適正な管理及び利活用の推進に向けて連携して取り組むため、次のとおり空き家対策の推進に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに連携し、市内の空き家の適正な管理及び利活用を推進することにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項(以下「連携協力事項」という。)について、連携し、及び協力して実施するものとする。

- 1) 訳ありの不動産と利用者とのマッチングに関すること。
- 2) 空き家の流通促進に関すること。
- 3) 空き家の利活用に関すること。
- 4) 空き家の所有者からの相談対応に関すること。
- 5) 空き家対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
- 6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、連携協力事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行い、連携協力事項を実施した効果について検証を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報(死者に関する情報を含む。)を第三者に開示し、及び漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 本人又は相続人の書面による事前の同意がある場合
- 2) 法令に基づき開示若しくは提供が認められる場合又は開示が義務付けられる場合
- 3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急の必要がある場合
- 4) 公的機関から開示又は提供を求められた場合

（秘密情報）

第4条 乙は、連携協力事項を実施するため、乙の技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を甲に提供することができるものとする。

- 2 乙は、秘密情報を甲に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示する。
- 3 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳密に保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は提供しないものとする。
- 4 甲は、秘密情報を連携協力事項の実施以外の目的に使用しないものとする。
- 5 甲は、秘密情報を取り扱うに当たり、秘密情報に対する不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。
- 6 甲は、秘密情報の漏えいを覚知したとき、又は漏えいのおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いについて協議しなければならない。

（協定内容の変更）

第5条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する場合には、その都度協議を行うものとする。

2 前項の変更は書面による合意をもって正式に成立し、甲及び乙の署名又は記名押印の日から効力を生ずるものとする。

（解除）

第6条 甲及び乙は、本協定の解除を希望する場合は、相手方と協議の上、解除予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

2 甲及び乙は、相手方が本協定の規定に違反し、相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらずこれを是正しないときは、書面による通知をもって、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

3 甲及び乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲が第2条第2項に規定する連携協力事項の効果検証の結果に基づき第1条の目的を達成するために効果があると判断し、かつ、有効期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による終了の申出がないときは、当該有効期間が更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条及び第4条の規定は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月20日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 群馬県桐生市美原町4番2号

株式会社カチタス

代表取締役 新井 健資

空き家対策の推進に関する連携協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社ネクスウィル（以下「乙」という。）は、再建築不可等の理由により通常の流通が難しい市内の空き家（以下「訳ありの不動産」という。）の適正な管理及び利活用の推進に向けて連携して取り組むため、次のとおり空き家対策の推進に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに連携し、市内の空き家の適正な管理及び利活用を推進することにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項(以下「連携協力事項」という。)について、連携し、及び協力して実施するものとする。

- 1) 訳ありの不動産と利用者とのマッチングに関すること。
 - 2) 空き家の流通促進に関すること。
 - 3) 空き家の利活用に関すること。
 - 4) 空き家の所有者からの相談対応に関すること。
 - 5) 空き家対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
 - 6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、連携協力事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行い、連携協力事項を実施した効果について検証を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報(死者に関する情報を含む。)を第三者に開示し、及び漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 本人又は相続人の書面による事前の同意がある場合
- 2) 法令に基づき開示若しくは提供が認められる場合又は開示が義務付けられる場合
- 3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急の必要がある場合
- 4) 公的機関から開示又は提供を求められた場合

（秘密情報）

第4条 乙は、連携協力事項を実施するため、乙の技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を甲に提供することができるものとする。

- 2 乙は、秘密情報を甲に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示する。
- 3 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳密に保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は提供しないものとする。
- 4 甲は、秘密情報を連携協力事項の実施以外の目的に使用しないものとする。
- 5 甲は、秘密情報を取り扱うに当たり、秘密情報に対する不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。
- 6 甲は、秘密情報の漏えいを覚知したとき、又は漏えいのおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いについて協議しなければならない。

（協定内容の変更）

第5条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する場合には、その都度協議を行うものとする。

- 2 前項の変更は書面による合意をもって正式に成立し、甲及び乙の署名又は記名押印の日から効力を生ずるものとする。

（解除）

第6条 甲及び乙は、本協定の解除を希望する場合は、相手方と協議の上、解除予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方が本協定の規定に違反し、相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらずこれを是正しないときは、書面による通知をもって、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲が第2条第2項に規定する連携協力事項の効果検証の結果に基づき第1条の目的を達成するために効果があると判断し、かつ、有効期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による終了の申出がないときは、当該有効期間が更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条及び第4条の規定は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月20日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 東京都港区新橋五丁目10番5号

株式会社ネクスウィル

代表取締役 丸岡 智幸

空き家対策の推進に関する連携協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社A l b a L i n k（以下「乙」という。）は、再建築不可等の理由により通常の流通が難しい市内の空き家（以下「訳ありの不動産」という。）の適正な管理及び利活用の推進に向けて連携して取り組むため、次のとおり空き家対策の推進に関する連携協定を締結する。

（目的）
第 1 条 本協定は、甲及び乙が互いに連携し、市内の空き家の適正な管理及び利活用を推進することにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とする。

（連携協力事項）
第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項(以下「連携協力事項」という。)について、連携し、及び協力して実施するものとする。
(1) 訳ありの不動産と利用者とのマッチングに関すること。
(2) 空き家の流通促進に関すること。
(3) 空き家の利活用に関すること。
(4) 空き家の所有者からの相談対応に関すること。
(5) 空き家対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
(6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
2 甲及び乙は、連携協力事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行い、連携協力事項を実施した効果について検証を行うものとする。

（個人情報の取扱い）
第 3 条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報(死者に関する情報を含む。)を第三者に開示し、及び漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1) 本人又は相続人の書面による事前の同意がある場合
(2) 法令に基づき開示若しくは提供が認められる場合又は開示が義務付けられる場合
(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急の必要がある場合
(4) 公的機関から開示又は提供を求められた場合

（秘密情報）
第 4 条 乙は、連携協力事項を実施するため、乙の技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を甲に提供することができるものとする。
2 乙は、秘密情報を甲に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示する。
3 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳密に保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は提供しないものとする。
4 甲は、秘密情報を連携協力事項の実施以外の目的に使用しないものとする。
5 甲は、秘密情報を取り扱うに当たり、秘密情報に対する不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。
6 甲は、秘密情報の漏えいを覚知したとき、又は漏えいのおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いについて協議しなければならない。

（協定内容の変更）
第 5 条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する場合には、その都度協議を行うものとする。
2 前項の変更は書面による合意をもって正式に成立し、甲及び乙の署名又は記名押印の日から効力を生ずるものとする。

（解除）
第 6 条 甲及び乙は、本協定の解除を希望する場合は、相手方と協議の上、解除予定日の 1 月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。
2 甲及び乙は、相手方が本協定の規定に違反し、相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらずこれを是正しないときは、書面による通知をもって、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。
3 甲及び乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定期間）
第 7 条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、甲が第 2 条第 2 項に規定する連携協力事項の効果検証の結果に基づき第 1 条の目的を達成するために効果があると判断し、かつ、有効期間満了の 1 月前までに甲又は乙から書面による終了の申出がないときは、当該有効期間が更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、第 3 条及び第 4 条の規定は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

（協議事項）
第 8 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 8 月 2 0 日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 東京都江東区木場 2 丁目 1 7 番 1 6 号
B E S I D E K I B A 3 階
株式会社A l b a L i n k

代表取締役 河田 憲二